

予算決算委員会総務市民分科会 会議録

日 時 令和4年9月22日（木曜日）

午後1時開会 午後1時10分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）議案の審査

議案第54号 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第6回）第1表歳入歳出
予算補正中歳出中第2款（総務費）、第8款（消防費）

4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 篠塚 昌毅

委 員 久松 猛

委 員 吉田 博史

委 員 海老原 一郎

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

説明のため出席した者（7名）

市長公室長 川村 正明

総務部長 羽生 元幸

消防長 鈴木 和徳

消防次長 檜山 保明

財政課長 山口 正通

人事課長 武井 衛

警防救急課 本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 ただ今から、予算決算委員会総務市民分科会を開催いたします。それでは、付託された議案の審査に入ります。議案第54号令和4年度土浦市一般会計補正予算（第6回）第1表歳入歳出予算補正中歳出中第2款（総務費）、第8款（消防費）を議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和4年、9月22日開催のフォルダの資料11をお開きください。それでは、第2款総務費について、執行部より説明をお願いします。

○武井人事課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第6回）について、御説明いたします。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、地方公務員等共済組合法の改正に伴う健康保険料事業主負担分の支出科目変更のほか、雇用保険料率の上昇に伴う事業者負担保険料の不足の補正をお願いするものです。2番の補正予算額でございますが、表を御覧いただきたいと思います。人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されておりますが、今回の補正予算は共済費についての補正でございます。項目の左から、一般会計のうち、款の部分、補正前の予算額、補正予算額、それから、計とありますが、補正後の予算額になります。単位はいずれも千円単位となります。補正前の予算額の枠内の一番下段の計という項目、網掛けになっている数字、3億7,772万9,000円が補正前の予算の総額になります。この当初の予算に対しまして、補正予算額は総額で、206万7,000円の減になります。補正の要因は、大きく分けて二つの要因がございます。一つ目ですが、地方公務員等共済組合法の改正でございます。こちらは、現在、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の健康保険は全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽに加入することとされてございますが、今回の法改正により、今年10月からは市町村共済組合又は学校職員共済組合に加入することとされました。令和4年度予算はこれらを見込んだ額を算定しておりましたが、予算成立後に市町村共済組合及び学校職員共済組合への加入条件等が整理公表されたことにより、一部の会計年度任用職員が学校職員共済組合に加入することが明らかとなったため、予算額の分配が必要になったことから、予算科目の一部変更を行うものでございます。二つ目ですが、雇用保険料率等の上昇でございます。雇用保険料につきましては、一般事業の令和3年度保険料率が0.9パーセントのところ、令和4年4月から0.95パーセント、10月からは1.35パーセントに改正され、大幅に上昇いたしました。これに伴い、事業主負担分の金額が不足する見込みであることから、予算増を行うものでございます。補正後の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛けのところになりますが、総額で3億7,979万6,000円となります。説明は以上でございます。

○山口財政課長 資料12、議案第54号令和4年度土浦市一般会計補正予算（第6回）財政調整基金・公共施設等総合管理基金について、御説明いたします。財政調整基金及び公共施設等総合管理基金への積立金の計上につきましては、関連がありますので、併せて説明させていただきます。1番の今回の積立の理由でございますが、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定により、2分の1以上の金額を積立または繰上償還しなければならないとされております。このようなことから、決算上の剰余金を活用

し、財政調整基金、公共施設等総合管理基金へ積み立てるものです。積立金額につきましては、2番の補正予算額を御覧いただきたいと思います。まず、表の下の算定式にもございますように、令和3年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支から令和4年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額を差し引いた実質収支は、29億3,501万2,000円となりました。このうち、(1)の財政調整基金につきましては、当初予算におきまして、財源不足に対応するため、10億円の繰入金を計上していることから、同額を積み立てることとし、当初予算に1,000円を計上しておりますので、今回の補正金額は、9億9,999万9,000円とするものです。2ページをお願いいたします。

(2)の公共施設等総合管理基金・市立学校施設整備基金でございますが、決算上の剰余金を活用いたしまして、将来の公共施設の改修・更新費用の財源とするため、公共施設等総合管理基金に積立てを行うものです。積立金額につきましては、その下に算定式がございますように、令和3年度の実質収支から財政調整基金への積立額及び本定例会の補正予算の財源として充当する額を差し引いた残額は、13億6,763万円となり、これを公共施設等総合管理基金及び市立学校施設整備基金に、それぞれ6億8,381万5,000円ずつ積み立てるものです。なお、市立学校施設整備基金への積立金は、教育委員会で予算計上の予定です。令和3年度の実質収支29億3,501万2,000円の活用につきましては、その下の表にございますように、財政調整基金、公共施設等総合管理基金、市立学校施設整備基金の三つの基金に積み立て、このほか本定例会の補正予算への充当財源とするものです。また、三つの基金への積立額の合計は、23億6,762万9,000円となりまして、地方財政法上の規定であります、実質収支の2分の1の額を上回っております。3番の基金の額ですが、あくまで、予算上の額となりますが、今回、補正予算を計上しております三つの基金の合計額は、それぞれ、一番右側に記載してある金額となるものでございます。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、第8款消防費について、説明を願います。

○本橋警防救急課長 資料13、議案第54号令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)について、御説明いたします。1番補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症オミクロン株BA.5等の蔓延に伴い、救急隊員の感染対策資器材を確保するため、増額補正するものです。2番補正額は51万4,000円となり、補正後の予算額も同じく51万4,000円となります。3番の財源でございますが、寄付金で50万円及び一般財源1万4,000円となります。寄付金につきましては、株式会社ダスキン土浦から、新型コロナウイルス感染症対策事業に使用するものと受けたものとなります。4番の整備品は感染防止衣の上下、人工呼吸器フィルターでございます。説明は以上です。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 質問もないようですので、総務市民委員会分科会としての賛否を

確認いたします。議案第54号令和4年度土浦市一般会計補正予算（第6回）第1表歳入歳出予算補正中歳出中第2款（総務費）、第8款（消防費）について、原案どおり賛成とする方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○吉田（千）委員長 全員賛成でございます。予算決算委員会総務市民分科会の審査は、以上でございます。予算決算委員会総務市民分科会を閉会いたします。ありがとうございました。